



第4回市議会定例会

会期予定
12月5日(火)～15日(金)
一般質問：12月12日(火)～14日(木)
議場コンサート：12月12日(火)会議開始前
場所 古河庁舎3階議場ほか
傍聴者定員 本会議：62人、委員会：10人
問 ⑤議会事務局

特定健康診査・がん検診

期日 12月7日(木)・9日(土)・12日(火)・14日(木)・17日(日)
受付時間 午前7時～10時30分
場所 三和地域福祉センター
対象 30歳以上の市民(受けられる健診項目は、年齢と健康保険の種類により異なります)

※今年度既に受診した人は対象外です。
健診項目 特定健康診査、健康診査、がん検診(胃・肺・大腸・前立腺)、肝炎検診
※詳細は、「平成29年度古河市特定健康診査・がん検診日程表」をご覧ください。
※特定健康診査(40歳～75歳未満)は、特定健康診査受診券と健康保険証が必要です。また、健康保険の種類により市の集団健診が受けられない場合がありますので、ご注意ください。
※がん検診を希望した人には3月下旬に「お知らせ通知」を送りました。初めてがん検診を希望する人は、ご連絡ください。
申込 問 健康づくり課(古河福祉の森会館)
TEL48-6882
TEL48-6883

公的個人認証サービス(電子証明書)

マイナンバーカード制度の開始に伴い、住民基本台帳カードへの公的個人認証サービス(電子証明書)*の新規発行および更新は終了しました。
平成27年12月22日までに発行された電子証明書は、有効期限(発行日から3年間)まで利用できます。有効期限に達し、電子証明書の更新希望の場合は、マイナンバーカードに切り替える必要があります。
e-Tax(国税電子申告・納税システム)による申告を予定している人は、早めにマイナンバーカードの申請を行ってください(申請から交付まで1カ月半程度かかります)。
※公的個人認証サービスとは、オンライン(インターネットを

保険税・保険料の納付済額確認書を窓口で交付します

年末調整や確定申告、住民税の申告では、平成29年中に納めた国民健康保険税および後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付額を社会保険料として所得から控除できます。
市では、金融機関等の窓口における現金納付または口座振替で納付していただいた額を記載した納付済額確認通知書(申告用)を、平成30年1月末に被保険者の世帯に郵送します。
年末調整での利用を希望するなど早めに額を確認したい人には、11月1日(水)から窓口で納付済額確認書を交付します。
持参物 申請者(来庁者)の認め印、運転免許証などの身分証明書
※世帯主(納税義務者)本人もしくは同居の親族以外が申請に来る場合は委任状が必要。
申請窓口
【国民健康保険税、後期高齢者医療保険料】
⑤国保年金課、⑧市民総合窓口課、⑨市民総合窓口室
【介護保険料】
⑧介護保険課、⑤市民総合窓口室、⑧市民総合窓口課、⑨市民総合窓口室

注意事項
納付済額確認書は申請日時点で確認できる金額となります。その年の最終納期前に納付済額確認書を交付する場合は、確認できる金額と別に見込み額を併記します。なお、納付書で納付されている場合は、金融機関からのデータ反映に時間がかかりますので、申請日から約2週間以内に納付された人は申し出てください。
(注1)国民健康保険税の納税義務者は世帯主であるため、加入している家族個人ごとの納付済額確認書は発行できません。
(注2)40歳～64歳の人の介護保険料は、ご加入の医療保険に含まれています。
(注3)各保険税・料が年金から天引きされた分については、毎年1月に日本年金機構等の年金支給者から送付される源泉徴収票をご利用ください(障害者年金、遺族年金を除く)。
(注4)電話による納付額の回答はできません。
問
【国民健康保険税、後期高齢者医療保険料】
⑤国保年金課TEL22-5111
【介護保険料】⑧介護保険課TEL92-4921



通じて)で申請や届け出などの行政手続やインターネットサイトにログインを行う際に、他人による「なりすまし」やデータの改ざんを防ぐために用いられる本人確認の手段です。「電子証明書」と呼ばれるデータを外部から読み取られる恐れのないマイナンバーカード等のICカードに記録することで利用が可能となります。
【電子証明書】
○署名用電子証明書：インターネット等で電子文書を作成・送信する際に利用します(例：e-Tax等の電子申請)
○利用者証明用電子証明書：インターネットサイトやコンビニ等のキオスク端末等にログインする際に利用します(例：コンビニでの公的な証明書の交付等)
問 ⑧市民総合窓口課 ⑤市民総合窓口室

思川浄水場 受変電設備の定期点検

思川浄水場の受変電設備定期点検に伴い、古河・総和地区の一部地域で水道水の圧力低下が予想されます。ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。
日時 11月16日(木) 午前1時～5時
問 水道課水道施設室 TEL56-0038

介護予防・日常生活支援総合事業のみなし指定事業者の更新申請

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)のみなし指定期間が平成30年3月末のため、4月以降も継続希望の場合は、更新手続きが必要です。申請書類および添付書類は、市公式ホームページをご確認ください。

なお、古河市以外の市町村の被保険者が利用している事業所は、古河市への更新手続きのほかにそれぞれの市町村へ更新手続きも必要ですのでご注意ください。
対象 平成27年3月31日までに介護予防訪問介護または介護予防通所介護の県指定を受け、総合事業においてみなし指定となっている事業所
提出期限 12月28日(木)⑧⑧
申込 問 ⑧高齢福祉課 ⑧TEL92-5838

学校給食用物資納入参加資格申請書の受け付け

平成30・31年度の給食用物資(基本物資を除く)納入参加資格申請書の受け付けを行います。
有効期間 平成30年4月1日～平成32年3月31日
提出書類 指定様式(受付窓口で配布、または市公式ホームページからダウンロード可)
受付期間 11月6日(月)～12月8日(金) [受付時間：午前9時～午後5時] ⑧
申込 問 学校給食課(関戸1014-1)TEL98-3555

資産税課からのお願い

次のようなときは、必ず資産税課に届け出や連絡が必要です。市職員が調査確認に訪問する際はご協力をお願いします。
◆家屋の新築、増築等をしたとき
固定資産税の課税に必要な評価額を算出するための家屋調査を行います。また、通常の家屋(居宅)に加え車庫や物置等も課税の対象となる場合があります。
◆家屋の全部、または一部を取り壊したとき
取り壊された家屋は、取り壊しの翌年から課税の対象ではな

くなります。手続きがないと、取り壊されたことが確認できず、翌年以降も課税されてしまう場合があります。
◆家屋の用途や土地の利用方法を変更したとき
固定資産税の税額に変更が生じる可能性があります。
(例)家屋
店舗から住宅へ変更したとき
(例)土地
畑から駐車場へ変更したとき
※現在、3年に一度の評価替えのため土地の地目を確認しています。
◆未登記家屋所有者の名義を変更したとき
法務局に登録されていない未登記家屋は「未登記家屋所有者変更届」の手続きが必要です。売買、相続、贈与などにより所有者が変更されても、手続きがないと、翌年度も従前の所有者に課税されます。
◆納税義務者が死亡したとき
相続登記が完了するまでの期間、納税通知などの書類を相続人の代表として受け取る人を指定するため、地方税法の定めにより「相続人代表者指定届」の手続きが必要となります。
※法的に相続を確定するための届け出ではありません。
問 ⑤資産税課

11月は不法投棄強化月間

廃棄物などを埋め立てられる事案が多発しています。「安易に土地を貸さない」ことや進入防止柵・不法投棄禁止警告掲示板の設置が有効です。
◆不法投棄や野焼きを見つけたら「不法投棄110番」
TEL0120-536-380
問 ⑨環境課 ⑨農業委員会事務局 茨城県廃棄物対策課 TEL029-301-3033

■毎週木曜日午後7時まで、総和庁舎窓口業務の一部を開庁(市民総合窓口課・子ども福祉課) ※祝日・年末年始を除く。